

## 交野市公募型見積合わせに係る公告

下記のとおり、見積合わせを実施するので公告する。

①公告日	令和 7 年 12 月 16 日 ( 火 )	
②案件名	ガス回転釜及び2層シンクの購入	
③事業担当課	交野市健やか部こども園課	
④事業担当課ホームページ	<a href="https://www.city.katano.osaka.jp/docs/2025121000034/">https://www.city.katano.osaka.jp/docs/2025121000034/</a>	
⑤納入(履行)場所	大阪府交野市幾野3丁目18番1号 交野市立くらやま認定こども園厨房	
⑥納入期限	令和 8 年 3 月 27 日 ( 金 ) まで	
⑦仕様・規格・数量等	別紙仕様書のとおり	
⑧参加要件 参加資格(共通)については、 後記参照	競争入札参加資格	有 (当該年度の交野市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。)
	地域要件	なし
	その他	なし
見 積 書	⑨見積(契約)方法	総価契約
	⑩見積金額	消費税及び地方消費税額を含む
	⑪見積書の宛先	交野市長
	⑫見積書提出期日	令和 8 年 1 月 9 日 ( 金 ) 午後5時 まで
	⑬見積書提出方法	インターネット申請フォーム(LoGoフォーム)に、 <b>見積書(任意様式)</b> を添付して送信すること。インターネット申請が困難な場合は、本市が指定する方法により提出すること。
	⑭申請フォームURL	<a href="https://logoform.jp/form/gwvT/1357616">https://logoform.jp/form/gwvT/1357616</a>
	⑮積算内訳書の要否	( 不要 )
質 疑	⑯質疑方法	質疑がある場合は、期日までに事業担当課に質疑書を提出すること。
	⑰質疑期日	令和 7 年 12 月 24 日 ( 水 ) 午後5時 まで
	⑱回答方法	事業担当課ホームページに回答を掲載する。 ※質疑が無い場合には、回答日時より前にその旨を掲載する場合がある。
	⑲申請フォームURL	<a href="https://logoform.jp/form/gwvT/1357640">https://logoform.jp/form/gwvT/1357640</a>
	⑳回答日時	令和 7 年 12 月 26 日 ( 金 ) 午後3時 以降
同 等 品	㉑同等品の可否	( 可 )
	㉒同等品申請	同等品で見積りをする場合は、期日までに事業担当課に同等品申請書及びカタログ等その製品の仕様が分かるものを提示して、同等品であることの確認を受けるものとする。(同等品「可」の場合のみ)
	㉓申請期日	令和 7 年 12 月 24 日 ( 水 ) 午後5時 まで
	㉔申請フォームURL	<a href="https://logoform.jp/form/gwvT/1359078">https://logoform.jp/form/gwvT/1359078</a>
	㉕回答日時	令和 7 年 12 月 26 日 ( 金 ) 午後3時 以降
	㉖回答方法	事業担当課ホームページに回答を掲載する。

結果	㉗契約者の決定	有効な見積書を提出した者のうち、予定価格の範囲内で、最も安価な価格で見積りをした者を契約の相手方として決定する。		
	㉘結果の通知方法	契約の相手方に決定した者にのみ電話にて連絡する。		
	㉙結果の公表	公募型見積合わせの結果は、遅滞なく事業担当課ホームページで公表する。		
	㉚その他			
	㉛本案件に関する問合せ先	事業担当課	こども園課	TEL 072-893-6407(直通)

参加資格(共通)	参加資格は、前記「参加要件」に加え、次の要件のすべてを満たす者とする。			
<p>(1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に該当する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者でないこと。</p> <p>(2)民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(再生手続開始の決定を受けた者を除く。)、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(更生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。</p> <p>(3)交野市建設工事等指名停止要綱に基づく指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(4)交野市暴力団排除条例(平成24年条例第31号)に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。</p> <p>(5)対象案件の履行について、法令等の規定により官公署の免許、許可又は認可等を受けている者であること。</p> <p>(6)前各号に掲げるもののほか、見積公告、仕様書で定める資格を有していること。</p>				